

事前調整書

1 建築物の概要(□はレ印で記入してください。)

※太枠の中のみ記入してください。

| | | | | | |
|------|---|------|--|---------|-----------------------------|
| 建築主 | 氏名 | | 電話番号 | | |
| | 住所 | | | | |
| 設計者 | 氏名 | | 電話番号 | | |
| | 住所 | | | | |
| 建築場所 | 武蔵野市 | (町) | 丁目 | (地番) | 番地 |
| | | | (住居表示) | | 番 号 |
| 主要用途 | <input type="checkbox"/> 専用住宅(□一戸建て □ 戸長屋*) <input type="checkbox"/> ()併用住宅 <input type="checkbox"/> 事務所 | | <input type="checkbox"/> 仮設(□中高層建築物 □その他) | | |
| | <input type="checkbox"/> 共同住宅(戸*) *15戸以上の場合⇒まちづくり条例対象 | | <input type="checkbox"/> 店舗含む集客施設で500㎡以上の場合 □ その他() | | |
| | <input type="checkbox"/> 店舗(□物販 □飲食 □その他) | | <input type="checkbox"/> 自動車駐車場(設置台数 台) * 青空駐車場含む 20台以上の場合⇒まちづくり条例対象 | | |
| 敷地面積 | ㎡ | | 建築面積 | ㎡ | |
| | * 3000㎡以上(新築) ⇒まちづくり条例対象 | | | 延べ面積 | |
| | | | | | * 3000㎡超かつ高さ15m超 ⇒まちづくり条例対象 |
| 階 数 | 地上 | 階/地下 | 階 | 工事完了予定日 | 年 月 日 |

2 事前調整(案内図、配置図等を次の調整担当窓口にお持ちください。)

| 適用欄 | 担当課 | 規程又は場合 | 事前調整の内容 | 調整済 |
|-----|-----------------------|---|---------------------------------|-----|
| ○ | 下水道課 (南-4) | 【雨水流出抑制施設関係】 | 敷地面積 [1000㎡以上 3000㎡未満] | |
| | | 武蔵野市 雨水流出抑制施設 設置要綱 | [500㎡以上 1000㎡未満] [500㎡未満] | |
| ○ | 緑化環境 センター (西-7) | 【敷地内緑化関係】 | 敷地面積 [200㎡未満] | |
| | | 武蔵野市みどりの 保護育成と緑化 推進に関する条例 武蔵野市緑化に関する 指導要綱 | [200㎡以上 3000㎡未満] | |
| ○ | 道路課 (南-4) | 【道路の区域及び境界関係】 | 市が管理する道路に接する敷地 | |
| | | □道路台帳係 | | |
| | | 【道路維持管理関係】 | | |
| | | □道路管理係 | | |
| | | 【狭あい道路 拡幅整備関係】 | 道路 [2項] [1項5号] [その他] | |
| | | 武蔵野市 狭あい道路拡幅 整備要綱 □調整係 | | |
| | まちづくり推進課 (東-4) | 【区画道路関係】 | 市の区画道路に接する敷地に建築する建築物 | |
| | | □まちづくり推進課 □吉祥寺まちづくり事務所 □武蔵境開発事務所 □道路課 | | |

| 適用欄 | 担当課 | 規程又は場合 | 事前調整の内容 | 調整済 |
|------------------------------------|----------------------------|--|---|-----|
| | 生涯学習 スポーツ 課 (南-5) | 【埋蔵文化財関係】 文化財保護法 | 埋蔵文化財包蔵 地域内の建築物 | |
| | 交通 対策課 (南-4) | 【自転車駐車場の 整備関係】 武蔵野市 自転車等の 適正利用 及び放置防止 に関する条例 | 【指定区域内】 [物販店舗] :400㎡超 500㎡未満 [遊技場] :300㎡超 500㎡未満 [学習塾等、教授 目的施設] :300㎡超 [官公署等] :900㎡超 | |
| | 安全 対策課 (西-5) | 【安全な まちづくり関係】 武蔵野市 生活安全条例 | ・宿泊施設 ・物販店舗 ・遊技場 ・観覧施設 ・不特定多数 利用施設 上記集客施設 :500㎡未満 | |
| | 環境 政策課 (西-7) | 【工場等の 認可関係】 都民の健康と安全を 確保する環境に 関する条例 | 工場等設置に 際して | |
| 【屋外広告物 の許可関係】 東京都 屋外広告物条例 | | 一定規模以上 の工作物設置 に際して | | |
| ○ | | 【環境保全関係】 武蔵野市 環境基本条例 | 環境への負荷事 業活動に際して | |
| | 生活 福祉課 (東-2) | 【福祉のまち づくり関係】 東京都 福祉のまちづくり条例 (H21.10.1施行) *バリアフリー法、条例 対象以外の建築物 | [学校等、医療等、 物販店、官公署、 福祉施設、文化施 設、飲食店、サー ビス店舗等 :す べて] [集会施設:1の集 会室200㎡超⇒す べて、集会室合計 200㎡以下⇒1000 ㎡以上、公民館等 ⇒200㎡以上] | |
| | 建築 指導課 (東-4) | 【建設リサイクル法 の届出関係】 建設工事に係る資源の 再資源化等に関する法律 | 建築物の建築 ・増築 :500㎡以上 | |

★ 集合住宅(4戸以上の共同住宅・長屋)又は集客施設を建築する場合、ごみ集積所等について工事着手前に届出があります。また、設置・技術基準などがありますので、ごみ総合対策課(西-2)にお立ち寄りください。

【参考】 武蔵野市まちづくり条例の対象となる行為

《一般開発事業(大規模開発事業を除く。))》

- (1) 開発行為
- (2) 中高層建築物の建築
- (3) 特定集合住宅(15戸以上)の建築
- (4) 集客施設(500㎡以上)の建築・用途変更
- (5) 自動車駐車場(20台以上)の設置
- (6) 墓地(300㎡以上)の設置
- (7) (2)から(5)までとなる増築

* 開発行為 都市計画法第4条第12項の開発行為のうち、法とは: 第29条第1項の許可が必要なものをいう。

* 特定集合 人の居住の用に供する独立部分を15戸以上有住宅とは: する共同住宅又は長屋をいう。

《大規模開発事業》

- (1) 敷地面積3000㎡以上の開発行為、建築(新築または改築)、自動車駐車場(20台以上)または墓地の設置
- (2) 延べ面積3000㎡超かつ高さ15m超の建築
- (3) 集客施設(1000㎡以上)の建築・用途変更
- (4) (2)又は(3)となる増築

* 集客施設 百貨店、小売店舗、飲食店又は銀行の店舗そのとは: 他これに類するもの、劇場、映画館、演芸場、ボーリング場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、ホテル若しくは旅館、パチンコ屋、カラオケボックス、キャバレー又はバー、葬祭場その他不特定多数かつ多数の者が利用する用途に供する建築物をいう。